

令和8年度四日市市民大学講座企画運営業務委託仕様書

1 事業名

令和8年度四日市市民大学講座企画運営業務委託

2 事業目的

市民の幅広い学習要求に応えるとともに、地域の学習活動の振興を図るために開講する四日市市民大学において、公募による市民団体が企画運営する講座を開講することにより、市民が学びあう機会の創出を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

4 業務内容

次に掲げる要件を満たす講座の企画及び運営を行う。

（1）講座内容

下記の講座内容から、公の講座としてふさわしい一つのテーマを設定すること。

A 教養を高めることを目的とした講座

例) 一般教養（文学・歴史・科学）、文化、芸術、スポーツ、レクリエーションなど

※お稽古教室のように技術の習得を目的とした講座は除く

B 生活課題や地域課題の共有化及び解決に向けた学びの提供を目的とした講座

例) 地域づくり、人権、健康福祉、環境、子育てなど

なお、講座の内容が以下に該当しないこととする。

- ・営利を目的とした内容やその他営利を目的とした事業を援助する内容
- ・特定の政党の利害に関する内容
- ・特定の宗教、教派、宗派、教団を支持、支援する内容

（2）対象者

四日市市内在住、在勤、あるいは在学の者

（3）開催回数・形式

全5回程度（1回あたり90分程度）の講座を開催し、（1）で設定したテーマに沿って、講座、実習、ワークショップ、フィールドワーク等を行うこと。

（4）開催日

開催日は、令和8年8月21日（金）～令和9年2月28日（日）とし、土曜、日曜、平日夜間等幅広い世代が参加しやすい日時とすること。なお、詳細な日程については、市との協議の上決定すること。

（5）受講者定員数

30名以上とする。

（6）講師の選定及び派遣

- ア 全ての講座に講師を1名以上派遣すること。
- イ 講師の選定にあたっては、講座の企画内容に精通し、講座の企画内容について教え広める能力を有する者であること。なお、講師の選定については、市との協議の上、承認を受けること。
- ウ 講師等の謝礼及び交通費等については、本契約に含むものとする。

(7) 会場の予約及び設営

会場の予約及び設営を行うこと。ただし、四日市市総合会館及び四日市市なやプラザを使用する場合は、市が予約を行うこととする。

(8) 講座の運営

- ア 出欠確認、司会進行、人員体制、緊急時対応、会場設営（機材（パソコン、映写機器、出演者用モニター等）の手配・設置を含む）、参加者受付・案内（参加者配布資料の準備を含む）、会場整理等、講座の運営に必要な一切の業務を行い、関係者と連携をとりながら円滑な運営を図ること。

- イ その他講座の実施に必要な準備一切（支払いを含む）を行うこと。

(9) 受講者の費用負担

- ア 受講料は、下記の基準をもとに市が決定する。なお、受講料については、市の歳入とする。

【受講料設定の基準】

- ・講座内容A……500円×講座回数
- ・講座内容B……200円×講座回数

- イ 材料費や教材費が発生する場合は、「価格提案書（見積書）【内訳】」（様式8）に記載の金額を受講者定員で除したものを受け料に上乗せするものとする。

- ウ 受講料のほかには別途受講者に費用負担を求めるものとする。

(10) 託児

- ア 可能な限り託児を行うこととし、託児従事者の手配、傷害保険へ加入すること。なお、託児従事者及び傷害保険等にかかる必要経費は本契約に含むものとする。

- イ 託児を行う場合は、託児の受け入れ人数が1人の場合においても託児従事者を最低2名配置すること。なお、受け入れに関する詳細な要件については、市との協議の上、決定すること。

- ウ 託児にかかる利用料は無料とする。

- エ 託児を実施する講座として採択され、託児の応募がなかった場合は、変更契約の対象とする。

(11) 講座の終了報告等について

- ア 各講座の終了後に受講者を対象にアンケート「受講者の声」を実施すること。また、アンケートは、各講座終了後、10開序日以内に別途定める報告書と併せて提出すること。

- イ 最終講座の終了後に受講者を対象にアンケートを実施すること。また、全講座終了後、14日以内に別途定める完了報告書と回収した最終回アンケートを提出すること。

(12) その他

- ア 受講者の募集及び選定は市が実施する。なお、受託者は募集にかかる周知に努めること。
- イ この仕様書に定めのない事項については、受託者と市が必要に応じて協議するものとす

る。

5 完了認定

事業完了報告書及び事業の過程において作成した成果品の提出をもって、委託業務の完了とする。

6 委託料の支払方法

前金払1回（委託料の9／10以内）及び完了払

7 著作権

(1) 受託者は、契約の履行の成果物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該成果物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡時に市に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、成果物が著作権に該当するしないにかかわらず、市が次の各号に掲げる行為をすることについて同意するものとする。

①成果物の内容を自由に公表すること。

②成果物の利用目的実現のため、必要な範囲内でその内容を改変すること。

(3) 受託者は、成果物が著作物に該当するとしないにかかわらず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

①成果物に乙の実名又は変名を表示すること。

②成果物の内容を公表すること。

③成果物を使用又は複製すること。

(4) 受託者は、受託者が契約を履行する上で開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、市が別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することに同意するものとする。

【 注意事項 】

（1）個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

（2）暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置に相当すると判断されるときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否とともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）（1）（2）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等に準じる措置を講ずることがある。

（3）障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるものほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）（1）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるものほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。